

情 個 審 答 申 第 2 号

平成 27 年 4 月 23 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 8 月 7 日付け、平成 26 年度諮問第 2 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が平成 26 年 5 月 28 日付け情個審答申第 3 号で熊本市長に答申した案件に係る法制課の所管する文書の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて



別 紙

諮問第 2 号

答 申

### 第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

### 第 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、審議会が平成 26 年 5 月 28 日付け情個審答申第 3 号で熊本市長に答申した案件に係る文書として、答申書において、「開示請求者かつ異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書のどの部分が『実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べている』のかが分かる記述語句文章」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

### 第 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市自治基本条例及び熊本市市民参画と協働の推進条例の条例理念を遵守するのであれば「不存在」とするのは、熊本市憲法違反である。

熊本市長の附属機関である、熊本市情報公開個人情報保護審議会の主管課は法制課であり、当然、審議会答申内容等についても市法制課責務の管轄であるにも拘らず、平成 26 年 6 月 27 日法制発第 45 号の「不存在」の文書等開示請求拒否決定通知書の交付は、業務責務の不作为行為である。

「いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」との記述があるが、この件に関する私の開示請求書、異議申立て書、意見書の私のどの部分の語句、記述文章等が「不服を述べているに過ぎず」に該当するとしての審議会答申記述なのか。更に、決定書答申なのか。そこだけがわかる私の記述語句文書の開示請求を行ったものであり、「不存在」として、文書等開示請求拒否決定通知書の交付を執行している。

この審議会への異議申立て書、意見書等だけの私の語句・記述文章等のみに基づいて、慎重審議がなされたはずであり、口頭陳述等もなされておらず、この審議会答申は、この資料証拠だけの内容に基づく立証証拠として活用されているから「不存在」は有り得ない。

この審議会答申に対しての主管課である法制課が、諸条例理念等を不作为、不遵守す

る業務執行はあってはならない市政理念である。

よって、即、開示・交付を執行すべきである。

#### 第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

今回、申立人が問題として指摘しているのは、平成26年5月28日付け情個審答申第3号に記載の「実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」との記述であるが、この答申の記述は、異議申立人の提出した開示請求書・異議申立書・意見書等の文書を総合的にみて、審議会が判断されたものであると考える。

申立人の文章のどの部分が「実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」のかを具体的に特定して指し示す文書は作成されておらず、申立人が開示請求を行った文書は存在しない。

よって、「請求拒否(不存在)」の処分を行ったものである。

#### 第5 審議会の判断

##### 1 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、審議会が平成26年5月28日付け情個審答申第3号で熊本市長に答申した案件に係る文書として、答申書において、「開示請求者かつ異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書のどの部分が『実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べている』のかが分かる記述語句文章」である。

##### 2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

##### 3 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、本審議会において審議し、答申をした内容と相違なく、不存在であることに不合理性も認められない。これに対し、申立人の主張には文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書は存在しないと認められる。

#### 4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝  
会長職務代理者 高 木 絹 子  
委 員 大 江 正 昭  
委 員 馬 場 啓  
委 員 澤 田 道 夫

[参考]

#### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成26年 8月 7日	熊本市長から諮問を受けた。
平成26年 9月18日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成26年10月 9日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成27年 4月 9日	諮問、答申案の審議を行った。
平成27年 4月23日	答申案の審議を行った。